

重点戦略課題③

地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進

市民生活の姿

まちには、多くの市民がかかわる支えあいのしくみや、誰もが安心して、安全で快適に行動できる環境が整っています。高齢者や障がいのある人が、自分に適したサービスを選択・活用し、心のふれあいや社会参加などを通じて、地域の一員としてのつながりを保ちながら、生きがいや尊厳を持って暮らしています。

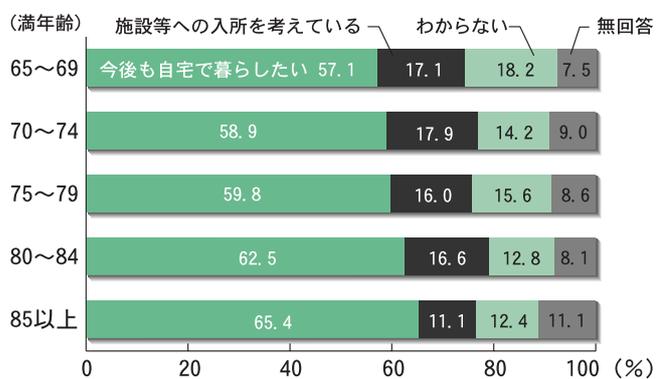
現状と課題

社会状況の変化と地域での自立

平成12年度から介護保険制度⁸が、平成15年度からは支援費制度⁹が導入され、福祉サービスの内容や提供者を行政が決定する措置制度から、利用者が選び契約する方式へと変わるなど、高齢者や障がいのある人を取り巻く社会状況は大きく変わりました。

また、ノーマライゼーション理念¹⁰の浸透により、高齢者や障がいのある人の中には、持てる能力を十分に発揮し、自らの意思で、福祉サービスを利用しながら地域の中で自立した生活を送るという考え方が広まっており、個々のニーズに合った適切なサービスの提供が必要となっています。

●在宅で暮らしている高齢者が望む今後の暮らし方



〈資料〉札幌市「札幌市高齢者意識等調査」(平成13年)

⁸ 介護保険制度 高齢者などの介護を公的に保障するための社会保険制度。介護を必要とする状態と認定された場合に、本人自らが利用するサービスを選択し、事業者との契約のもとに介護サービスの給付を受ける。

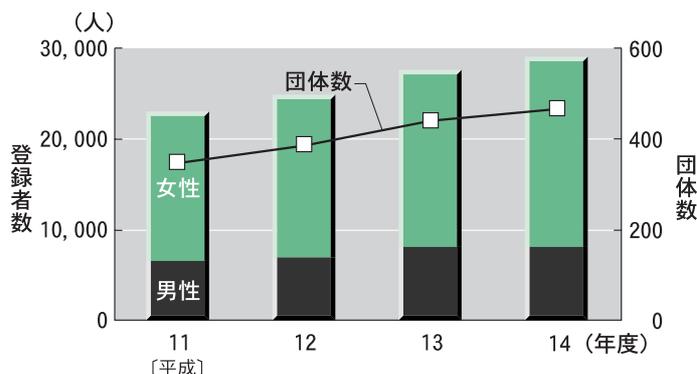
⁹ 支援費制度 障がいのある人が自らサービスを選択し、サービスを提供する施設や事業者と対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。

¹⁰ ノーマライゼーション理念 高齢者や障がいのある人などを含むすべての人が、そのあるがままの姿で他の人々と同じように生活し、活動することのできる社会を目指すという考え方。

地域での支えあい活動

高齢者や障がいのある人が地域の中で自立した生活を送るためには、専門的なサービスだけでなく、近隣などによる日常的な支えあい活動が必要になります。核家族化や地域への帰属意識の低下が進む中、地域の支えあい活動に対する一層の支援が求められています。一方、市民のボランティアに対する意識は高まっており、それを高齢者や障がいのある人への支えあい活動につなげていくことが重要になっていきます。

●札幌市社会福祉協議会のボランティア登録数の推移



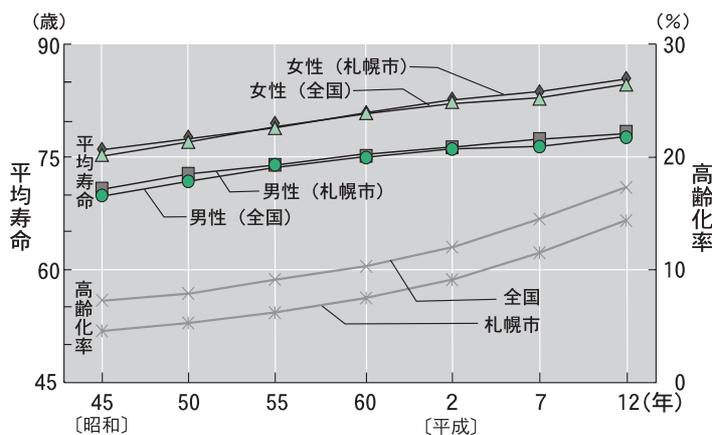
注：各年度末現在の登録数である。
 〈資料〉札幌市社会福祉協議会

多様化する高齢者意識と自立した生活

札幌市の高齢化率¹¹は平成16年1月には16%を超え、今後ますます高齢化が進むと予測されます。また、高齢者の価値観や生活様式も多様化が進んでいます。多様な価値観を持つ高齢者が生きがいを持って暮らし続けられるように、高齢者の自己実現につながるような社会参加の機会を提供していく必要があります。

さらに、できるだけ自立した生活を送るための介護予防策を推進するとともに、介護が必要となっても地域で尊厳を持って安心して暮らし続けられるように、介護・保健福祉サービスの充実や地域ケアネットワーク¹²の整備、住環境の整備を図っていく必要があります。

●平均寿命と高齢化率の推移



〈資料〉札幌市「札幌市統計書」
 厚生労働省「完全生命表」「人口動態統計」

¹¹ 高齢化率 老年人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合。

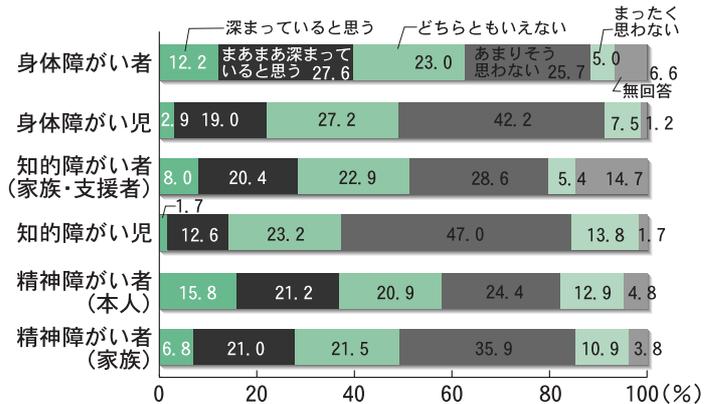
¹² 地域ケアネットワーク 要介護高齢者や障がいのある人などが地域で安心して暮らし続けることができるように、さまざまな生活支援を行う社会資源（保健・医療・福祉関係機関や専門職種など）と地域住民が相互の役割・機能を理解、発揮して、信頼関係や連携体制を築き、協働して地域で支えあい、必要な支援を行うしくみのこと。札幌市は基幹型在宅介護支援センターに地域ケア会議を設置し、ネットワークの核となって地域の連携強化を進めている。

障がいのある人への市民理解と自立した生活

障がいのある人が地域での自立した生活を望む傾向が強まる一方で、障がいについての市民の理解は深まっているとは言えない状況にあります。また、精神障がいは、平成5年に制定された障害者基本法により法の対象として位置づけられ、社会復帰に向けた精神保健福祉施策の推進が求められています。

障がいのある人が地域で暮らすためには、市民の理解を促進するとともに、障がいの種別や程度に応じた保健福祉施策や相談支援体制などを充実する必要があります。

●障がいのある人に対する市民の理解度



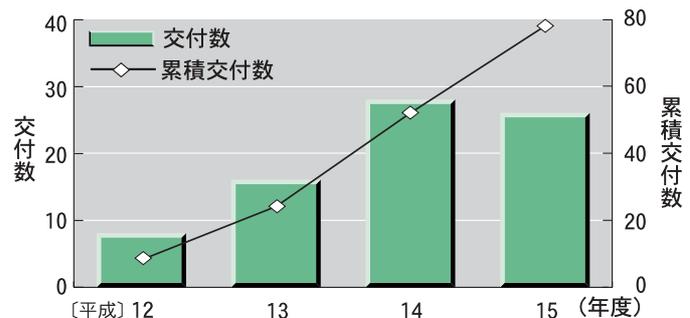
注：障がいのある人やその家族の回答結果である。
 (資料) 札幌市「保健福祉に関するアンケート調査」(平成13年)

バリアフリー化

札幌市では「札幌市福祉のまちづくり条例¹³」「札幌市福祉のまちづくり推進指針¹⁴」「札幌市交通バリアフリー基本構想¹⁵」を定め、物理的障壁や意識上の障壁の解消に取り組んできました。これまでのバリアフリーの考えを発展させた、誰もが安心・安全に生活できるまちづくりを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方も浸透しつつあります。

一方、移動しやすいまちづくりを望む声が高齢者の中には多く聞かれます。誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを進めるため、地下鉄駅をはじめとする公共的施設のバリアフリー化が求められています。

●札幌市福祉のまちづくり条例 特定適合施設表示板交付数



注：特定適合施設表示板とは、札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した公共的施設のうち、さらに面積等を問わずエレベーター等が設置され、かつ、車いす使用者用駐車設備が設置されているなどの要件を満たす建築物に対して交付される標識である。
 (資料) 札幌市

¹³ 札幌市福祉のまちづくり条例 すべての市民が安心して快適に暮らせる「人にやさしいまちづくり」のための、市、事業者、市民それぞれの役割を定めるとともに、市の基本的施策や公共的施設の整備について定めた条例。平成10年制定。
¹⁴ 札幌市福祉のまちづくり推進指針 福祉都市の実現を目指し、福祉のまちづくりに関する施策をハード・ソフト両面の整備により総合的かつ計画的に推進していくための基本指針。平成13年策定。
¹⁵ 札幌市交通バリアフリー基本構想 平成12年5月に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)に基づき、駅などの旅客施設を中心としたバリアフリー化の必要性が高い地区を定めて、その一体的な整備を効率的に進めるために、整備の基本方針や基本的な内容をまとめたもの。平成15年3月策定。

各主体の主な役割

市民

- 高齢者、障がいのある人への理解の推進
- 地域福祉活動への参加
- 積極的な社会参加（高齢者、障がいのある人）など

事業者・企業

- 介護・福祉サービスの実施
- 地域福祉活動への参加・支援
- 市民、地域への情報提供など



町内会・NPO・ボランティア団体等

- 地域福祉活動への参加・支援
- 多様な介護・福祉サービスの実施
- 高齢者、障がいのある人への理解の推進
- 市民、地域への情報提供など

行政

- 介護・福祉サービスの充実と地域福祉活動への支援
- 公共的施設のバリアフリー化の推進
- 高齢者、障がいのある人への市民理解の促進
- 関係機関の連携促進など

施策と事業

施策の基本方針

高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活を送れるように、まちのバリアフリー化など安心・安全のための公共的施設の整備を進めるとともに、今後はさらに心のバリアフリーが広がるよう努め、多様な社会参加や地域生活の支援の充実を図ります。

重点戦略課題③

地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進

施策 1 高齢者や障がいのある人の地域生活支援の充実

施策 2 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

施策 3 まちのバリアフリー化など安心・安全のための公共的施設の整備

高齢者や障がいのある人の地域生活支援の充実

地域での自立した生活を可能にするため、高齢者の介護予防や、心身状況、障がい種別・程度、発達状況に応じた子どもから高齢者までの介護・保健福祉サービスの充実に努めます。

高齢者や障がいのある人のケアにかかわる関係者の連携を深め、地域ケアネットワークの充実を図るとともに、情報提供や相談支援機能の強化により総合的な介護・保健福祉サービスの提供を進めます。また、地域の実情に即した介護や福祉サービスの拠点づくりを促進するとともに、地域住民などによる福祉活動の支援に取り組みます。

高齢者や障がいのある人が地域で安心して住み続けられる良質な住宅づくりを促進するとともに、生活ニーズに合った住み替えなど住まいの課題や悩みに対し、行政に限らず広く市民が協働して問題解決を行うしくみづくりを検討します。

事業名	事業内容	事業費	備考
高齢者保健福祉計画策定	社会情勢の変化に伴う高齢者の生活環境や市民意識の動向などを踏まえて、高齢者保健福祉計画の総合的な見直しを行います。	25百万円	●17年度末策定
転倒骨折予防推進ネットワーク事業	高齢者の転倒骨折の予防・再発防止を進めるため、保健・医療・福祉関係者などによるネットワークを構築し、適切な支援体制づくりや予防知識の普及を図ります。	60百万円	
全身性重度障がい者24時間介護体制の確立	在宅で単身生活を送る全身性障がいのある最重度の人を支援するため、介護サービスの24時間化を進めます。	388百万円	●障害者支援費制度における「居宅介護」の利用可能時間を1日当たり14時間から24時間に拡大
重症心身障害児（者）通園事業の拡充	重度の知的障がいと肢体不自由が重複する人を対象に、通所により日常生活の訓練や健康管理を行う「重症心身障害児（者）通園事業」を拡充します。	327百万円	●新設2カ所（中央区ほか）定員数の合計30名（4カ所）⇒40名（6カ所）
障がい者グループホームの拡充	知的障がいのある人や精神障がいのある人が、食事の提供や生活指導など一定の援助を受けながら地域で自立した共同生活を送る場となるグループホームを増やします。	—	●知的障がいのある人のグループホーム78カ所⇒138カ所 ●精神障がいのある人のグループホーム16カ所⇒36カ所
札幌市発達医療センターの機能の充実	発達の遅れや障がいのある子どもの早期診断・療育を行う札幌市発達医療センターの機能充実を図ります。	3百万円	●自閉症児、難聴幼児に対する療育の充実

事業名	事業内容	事業費	備考
障がい者のための施設の整備	知的障がいのある人が、通所で日常生活や就業に必要な訓練・作業などを行う施設を整備します。また、常に介護を必要とする重度の身体障がいのある人が生活するための施設を整備します。	612百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者通所授産施設 新設3カ所（西区ほか） ●知的障害者通所更生施設 新設1カ所 ●身体障害者療護施設 新設1カ所（白石区）
自閉症者専門施設の整備	自閉症者への専門的な生活訓練、その家族や施設関係者などに対する相談支援を行う施設を整備します。	2,100百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●東区に17年11月開設 ●デイサービスセンター、自閉症・発達障害支援センターを併設
福祉除雪事業	高齢者や障がいのある人が冬期間も安心して暮らせるよう、地域住民や企業等と協働して間口除雪などのサービスを行います。	266百万円	
聴覚障がい者向けメール119番	聴覚障がいのある人などが、非常時に携帯電話機やインターネット端末などを使って電子メールで119番通報ができるようにします。	3百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●16年11月実施
「2015年の高齢者介護」推進事業	厚生労働省の研究機関が示した「2015年の高齢者介護」の方向性を踏まえ、身近な地域でのよりきめ細やかな介護サービスのあり方を研究するとともに、痴呆性高齢者などの援護を要する高齢者やその家族への支援体制を強化します。	33百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者虐待防止に関する支援会議や相談窓口の設置 ●痴呆介護に関する研修会の充実 ●近隣の見守り体制の整備など
高齢者・障がい者の快適生活支援事業	高齢者や障がいのある人が在宅で快適に暮らせるよう、適切な福祉用具の利用、住宅環境の改善、日常生活での動作方法などについての情報提供や相談支援体制を充実します。	—	
高齢者の外出支援事業	日常生活で外出の支援を必要とする高齢者に対し、福祉団体、企業、市民活動団体などが行っている各種関連サービスの情報を分かりやすく提供します。	—	
地域福祉権利擁護事業	痴呆性高齢者や障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活が送れるように、日常生活における相談、金銭管理、福祉サービスの利用援助などを行う支援窓口を拡充します。	108百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●1カ所⇒7カ所

事業名	事業内容	事業費	備考
障害児(者)地域療育等支援施設事業の拡充	在宅で生活する障がいのある子ども(人)を対象に、訪問などによる相談支援や療育指導、福祉サービスの利用に関する調整を行う事業を拡充します。	148百万円	●4カ所⇒5カ所
精神障がい者の地域生活支援センターの拡充	地域で生活する精神障がいのある人を支援するため、必要な情報提供、相談、助言などを行う「地域生活支援センター」を拡充します。	272百万円	●新設1カ所 (中央区に16年5月開設) 3カ所⇒4カ所
精神科救急情報センターの設置	精神障がいのある人やその家族からの医療相談に24時間対応し、医療機関への連絡調整など適切な対応を行う「精神科救急情報センター」を設置します。	55百万円	●16年6月設置
福祉のまち推進事業【再掲】	区や地区の福祉のまち推進センターによる地域住民の日常的な福祉の支えあい活動を推進するため、活動費や拠点施設の確保について支援します。	246百万円	
既設市営住宅バリアフリー化事業	既設の市営住宅について、エレベーターの設置の検討など、高齢者や障がいのある人が安心して住んでいられるバリアフリー化に向けた取り組みを推進します。	9百万円	
民間活力の活用による公的住宅供給事業	低所得者や高齢者が適正な家賃で住むことができる良質な賃貸住宅を供給するため、民間活力をいかした借上げ市営住宅や高齢者優良賃貸住宅の供給を進めます。	973百万円	●借上げ市営住宅管理戸数 487戸⇒869戸 ●高齢者優良賃貸住宅管理戸数 28戸⇒160戸
住まいのプラットフォーム推進事業	高齢者や障がいのある人の住まいなど、市民のさまざまな住まいに関する課題に対して、市民・事業者・行政が協働して、その解決に向けた情報の提供や助言などを行う「場」である、プラットフォームを創設します。	27百万円	●検討委員会の設置・運営 ●相談窓口の充実 ●市民フォーラムの実施など

施策 2 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

ボランティア研修の充実など市民活動への支援、障がいや高齢社会に対する正しい理解を深める福祉教育の推進、障がいのある人の意見等を積極的に市政に反映する取り組みなどを通じて、高齢者や障がいのある人に対する市民理解を促進し、心のバリアフリーが広がるよう努めます。

併せて、生涯にわたる学習機会の提供、文化、スポーツ、ボランティア活動等さまざまな活動への参加促進、就労支援など、高齢者や障がいのある人の社会参加の機会の拡充に努めます。

事業名	事業内容	事業費	備考
障がい者への理解促進事業	障がいのある人に対する市民理解が深まるよう、関係団体などと連携して、交流を促進するためのセミナーなどを開催します。	1百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者補助犬受け入れ促進セミナー ●障がい者スポーツ体験交流会 ●福祉製品あおぞら市など
障がい者による政策提言サポーター制度の運営	障がいのある人の意見を市政に反映するため、障がいのある人が自ら意見の聞き取り役や取りまとめ役となって政策提言を行います。	3百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人の参加による懇談会の開催 ●サポーターによる政策提言書の作成 など
(仮称) 視聴覚障害者情報文化センターの整備	視力障害者福祉センターを移転・拡充し、併せて聴覚障がいのある人への情報提供施設を整備します。	524百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●17年5月開設旧女性センター施設を改修して整備
聴覚障がい者用字幕(手話)入りビデオカセット自主制作・貸出事業	地域に根ざした情報などを盛り込んだ、字幕や手話入りのビデオカセットを自主制作し、聴覚障がいのある人への貸し出しや、CS障害者放送での発信を行います。	—	
ねんりんピック(全国健康福祉祭)開催準備	平成21年(2009年)の「ねんりんピック(全国健康福祉祭)北海道・札幌市大会」の開催に向けて、北海道と共同で、大会の基本構想の策定などの準備に取り組みます。	5百万円	
ITを活用した障がい者在宅就労支援事業【再掲】	障がいのある人のITを活用した在宅就労を効果的に促進するため、関係者による検討会議を設置するとともに、業務を受注して在宅就労を希望する人へ提供する就労支援機関の設置・運営などを支援します。	5百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●その他、就労希望者の技術向上のための研修実施の支援など

事業名	事業内容	事業費	備考
小規模作業所の運営強化推進事業	障がいのある人に対し、作業や創作活動など社会参加の機会を提供する小規模作業所の運営体制を強化するため、関係団体と協働して、実態調査や運営指導などに取り組みます。	—	
障がい者のための施設の整備【再掲】	知的障がいのある人が、通所で日常生活や就業に必要な訓練・作業などを行う施設を整備します。また、常に介護を必要とする重度の身体障がいのある人が生活するための施設を整備します。	612百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害者通所授産施設新設3カ所（西区ほか） ●知的障害者通所更生施設新設1カ所 ●身体障害者療護施設新設1カ所（白石区）
児童移動介護の対象年齢拡大	障がいのある子どもの地域での自立した生活や社会参加を支援するため、外出の際にガイドヘルパーが付き添う「児童移動介護」の利用対象年齢を拡大します。	219百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●対象年齢を「15歳以上18歳未満」から「18歳未満」に拡大

施策 3 まちのバリアフリー化など安心・安全のための公共的施設の整備

地下鉄駅等へのエレベーターの設置や歩道のバリアフリー化など交通環境の整備、身近な施設のバリアフリー化などを通じて、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが、安心して、安全で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

事業名	事業内容	事業費	備考
福祉のまちづくり環境整備事業	誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指して、地下鉄駅にエレベーターや車いす使用者用トイレの整備を進めます。	2,814百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●16年度完成2駅 すすきの駅、平岸駅 ●17年度完成2駅 円山公園駅、南郷18丁目駅 37駅⇒41駅 ●19年度完成3駅 ●20年度完成2駅
地下鉄駅施設のバリアフリー化の推進	交通バリアフリー法に定める移動円滑化の基準に基づき、地下鉄駅施設について、視覚障がい者誘導用ブロックやオストメイト ¹⁶ 対応トイレなどの整備を行います。	846百万円	<ul style="list-style-type: none"> ●18年度までに20駅を整備

¹⁶ オストメイト 人工肛門（こうもん）や人工膀胱（ぼうこう）を保有する人。

事業名	事業内容	事業費	備考
車いす対応券売機・改札機・精算機の導入	車いす使用者や視覚障がいのある人などの地下鉄利用の利便性を向上するため、機器の更新に合わせてワイド型改札機や傾斜型券売機・精算機の導入を進めます。	2,213百万円	●18年度までに全駅に配置
交通バリアフリー推進事業	交通バリアフリー基本構想に掲げる目標の実現に向けて、取り組み状況等を市民に情報提供するとともに、公共交通事業者の施設整備に対して補助を行います。	130百万円	●バスターミナルのバリアフリー化 2カ所整備予定 ●JR駅のバリアフリー化 3駅整備予定 9駅⇒12駅
ユニバーサルデザインの公園づくり事業	高齢者や障がいのある人など誰もが地域の公園を快適に楽しく利用できるように、水飲台やトイレの車イス対応化、出入口や園路の段差解消、ベンチなどの休憩施設の設置を行います。	1,140百万円	

成果指標

	現状値	目標値
札幌市社会福祉協議会ボランティア登録者数	28,942人 (H14)	33,800人 (H18)
介護サービスを受けながら、在宅で生涯を全うできた人の割合	8.5% (H14)	18% (H18)
障がいのある人に対する市民の理解が深まっていると感じる障がいのある人の割合	身体障がいのある人 39.2% (H13)	50% (H18)
	知的障がいのある人 23.8% (H13)	40% (H18)
	精神障がいのある人 37.0% (H13)	50% (H18)
週に2日以上外出する高齢者、身体障がいのある人の割合	高齢者 73.6% (H13)	80% (H18)
	身体障がいのある人 69.2% (H13)	80% (H18)